令 和 ８ 年 度

第 ７ 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令 和 ８ 年 度 第 ７ 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日　　時　　令和８年１０月２２日（木）　午前１０時００分から

場　　所　　教　育　委　員　会　大　会　議　室

日程第１　　会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

中村　通宏

日程第２　　議　　案

議案第１号　教育委員会の点検・評価報告書の提出について（別冊）

（総務課、各課）

議案第２号　我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　（鳥の博物館）

日程第３　　諸　　報　　告

目　　次

議案第１号　教育委員会の点検・評価報告書の提出について（別冊）
・・・・ 1

議案第２号　我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
・・・・ 2

議案第１号

教育委員会の点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、令和７年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので議会に提出するとともに公表する。

令和８年１０月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

令和７年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので議会に提出するものです。

議案第２号

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１０月２２日提出

我孫子市教育委員会

教育長　丸　　智　彦

提案理由

鳥の博物館の安定的な施設運営のため、７０歳以上の入館料の免除を廃止し、また、博物館資料の特別利用について学術研究以外の要望にも応えるため、提案するものです。

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市鳥の博物館条例施行規則（平成元年(教)規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（入館料の免除） 第７条　条例第５条第１項ただし書の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。 **(1)**　障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介助者（障害者１人につき１人とする。）が入館するとき。 **(2)**　略 ２　入館料の免除を受けようとする者は、前項第１号に規定する場合を除き、あらかじめ入館料免除申請書（様式第１号）を提出し、入館料免除承認書（様式第２号）の交付を受けなければならない。 （資料の特別利用） 第８条　**学術研究等**のため条例第２条に規定する博物館資料（以下「資料」という。）を特別に利用しようとするものは、資料特別利用申請書（様式第３号）を館長に提出し、資料特別利用許可証（様式第４号）の交付を受けなければならない。	（入館料の免除） 第７条　条例第５条第１項ただし書の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。 **(1)　70歳以上の者が入館するとき。** **(2)**　障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介助者（障害者１人につき１人とする。）が入館するとき。 **(3)**　略 ２　入館料の免除を受けようとする者は、前項第１号**及び第2号**に規定する場合を除き、あらかじめ入館料免除申請書（様式第１号）を提出し、入館料免除承認書（様式第２号）の交付を受けなければならない。 （資料の特別利用） 第８条　**学術研究**のため条例第２条に規定する博物館資料（以下「資料」という。）を特別に利用しようとするものは、資料特別利用申請書（様式第３号）を館長に提出し、資料特別利用許可証（様式第４号）の交付を受けなければならない。

略	略

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。